

別添

仕 様 書

1 件名

鉛屑の売却

2 売却物品及び数量

(1) 物品

鉛屑

(2) 数量

1,940 kg (ビニール製土嚢袋179袋)

※ 手作業で回収・袋詰めしたものであり、不純物が混入されている可能性がある。

3 履行期限

令和8年10月2日(金)まで

※ 引渡日は別途調整する。

4 引渡場所

三重県警察車両整備工場敷地内

三重県津市高茶屋5丁目5-15

5 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者でないこと。

6 買受者の決定方法

(1) 参加者は、消費税等抜きの金額を記載した見積書を提出すること。

(2) 見積書を提出した者のうち、最高の価格を記載した見積書を提出した者を買受者とする。

(3) 結果は、買受者にのみ連絡する。

(4) 上記5の参加資格を満たさない参加者は、買受者となることはできない。

最高の価格を提示した参加者が上記5の参加資格を満たさない場合は、他の参加者のうち、最高の価格を記載した見積書を提出した者を買受者とする。

(5) 2者以上が同価の見積書を提出した場合は、本件事務に関係のない職員がくじを引き、買受者を決定する。

7 売却条件

(1) 物品は現状による引渡しとし、搬出等に要する費用(積込み、運搬等に要する経費)は、買受者の負担とする。

- (2) 物品の搬出等に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 物品の原形が第三者に明らかとなることがないように、買受者は必要な措置を講じること。
- (4) 買受者は、三重県警察本部が指定する方法により代金を納入すること。
物品の所有権は、代金の納入を三重県警察本部が確認したときに移転するものとする。
- (5) 買受者は、物品及びその保管方法に関する情報を、第三者に漏洩しないこと。
- (6) 買受者は、提出した見積書合計額に1.1を乗じた売却価格（小数点以下切り捨て）を前納すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議の上決定する。

8 その他

- (1) 買受者は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 買受者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。